

ふるさと納税制度を活用した NPO法人活動支援制度

(NPO法人の活動支援事業に係る寄附金交付要綱)

八女市企画政策課

2020年7月現在

目次

1. 制度の概要
2. 手段
3. 対象団体及び事業要件
4. 活用事例
5. 選定方法
6. 工程
7. 手続き
8. 活動の報告
9. その他

1.概要

多様化・複雑化する八女市の課題解決の一層の推進に向け、ふるさと納税を活用して八女市内で活動するNPO法人が行う非営利活動を支援する。



(背景)

- 総務省が返礼品ではなく、寄附の具体的な使われ方(コト)で寄附を募る方法を推進している。
- 第4次八女市総合計画6章1-3「市民活動の育成(NPO法人等の団体育成)」

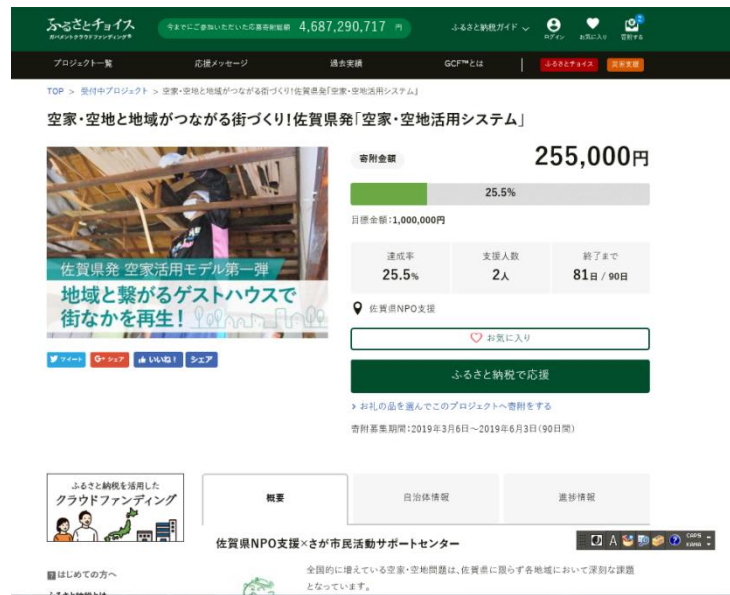
多様化・複雑化する行政課題を解決するためにNPO法人が自治体の補完的な部分を担うことが期待される。

- 平成22年12月17日付け総務省自治税務局市町村税課長通知(総税市第74号)により、NPO法人への助成を目的とした自治体等への寄附(ふるさと納税)も寄附控除の対象とされている。

2.手段

クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用して寄附を集める

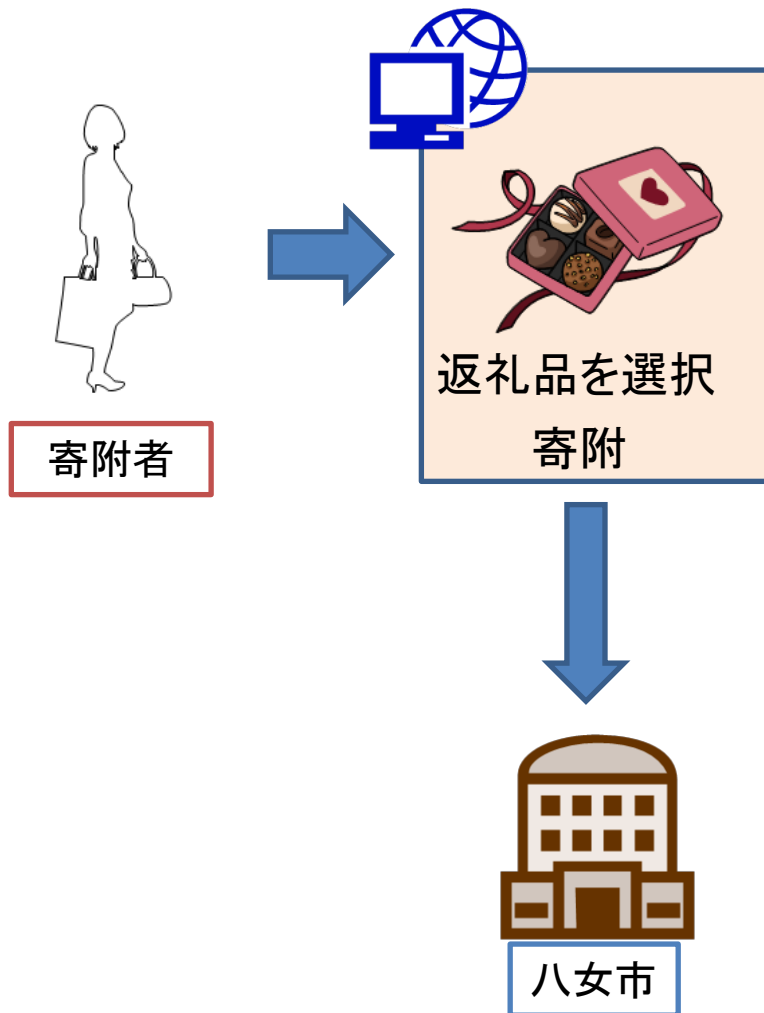
具体的には、トラストバンクが運営する「ガバメントクラウドファンディング（これ以降は、GCFと略します）」の活用



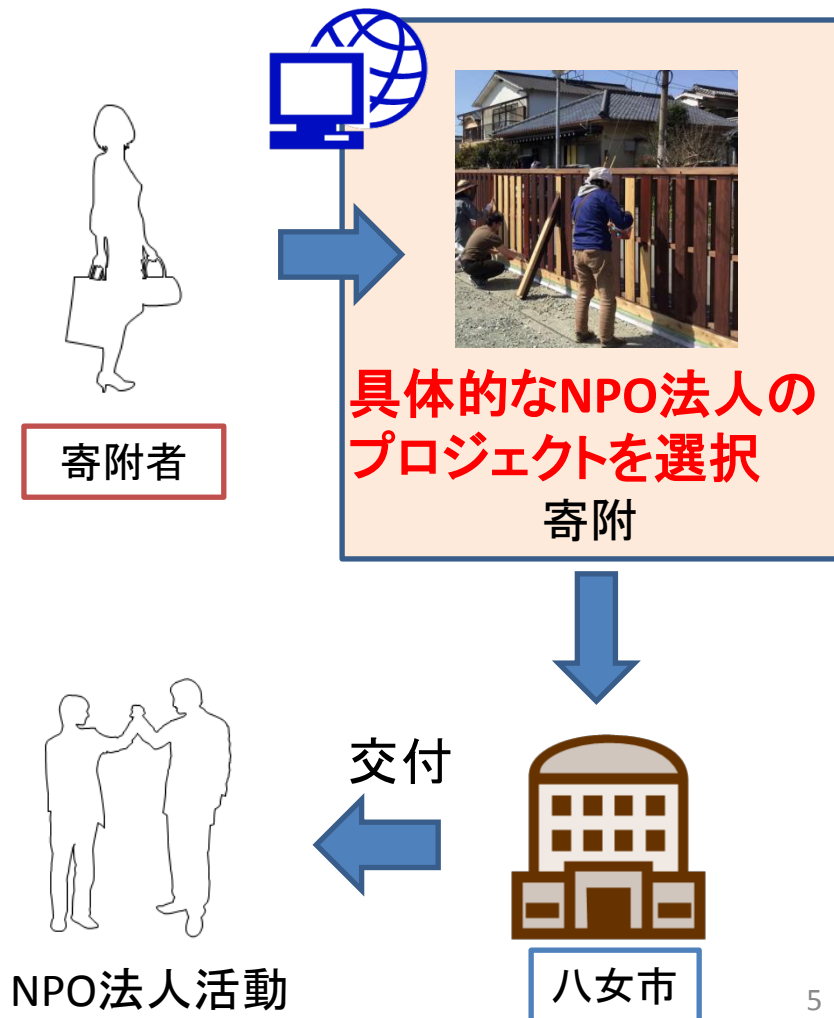
内容	メリット	留意点
具体的なプロジェクトに対して寄附を募るクラウドファンディング型	・寄附の使途が明確 ・NPOに関連した返礼品の設定ができる。 ・寄附を集めやすい ・制度の乱用がされにくい。 ・NPO法人活動のPRにつながる。	・原則、最長3カ月 ・寄附が集まらなくても必ず事業を実行する必要がある。

【通常のふるさと納税と違い】

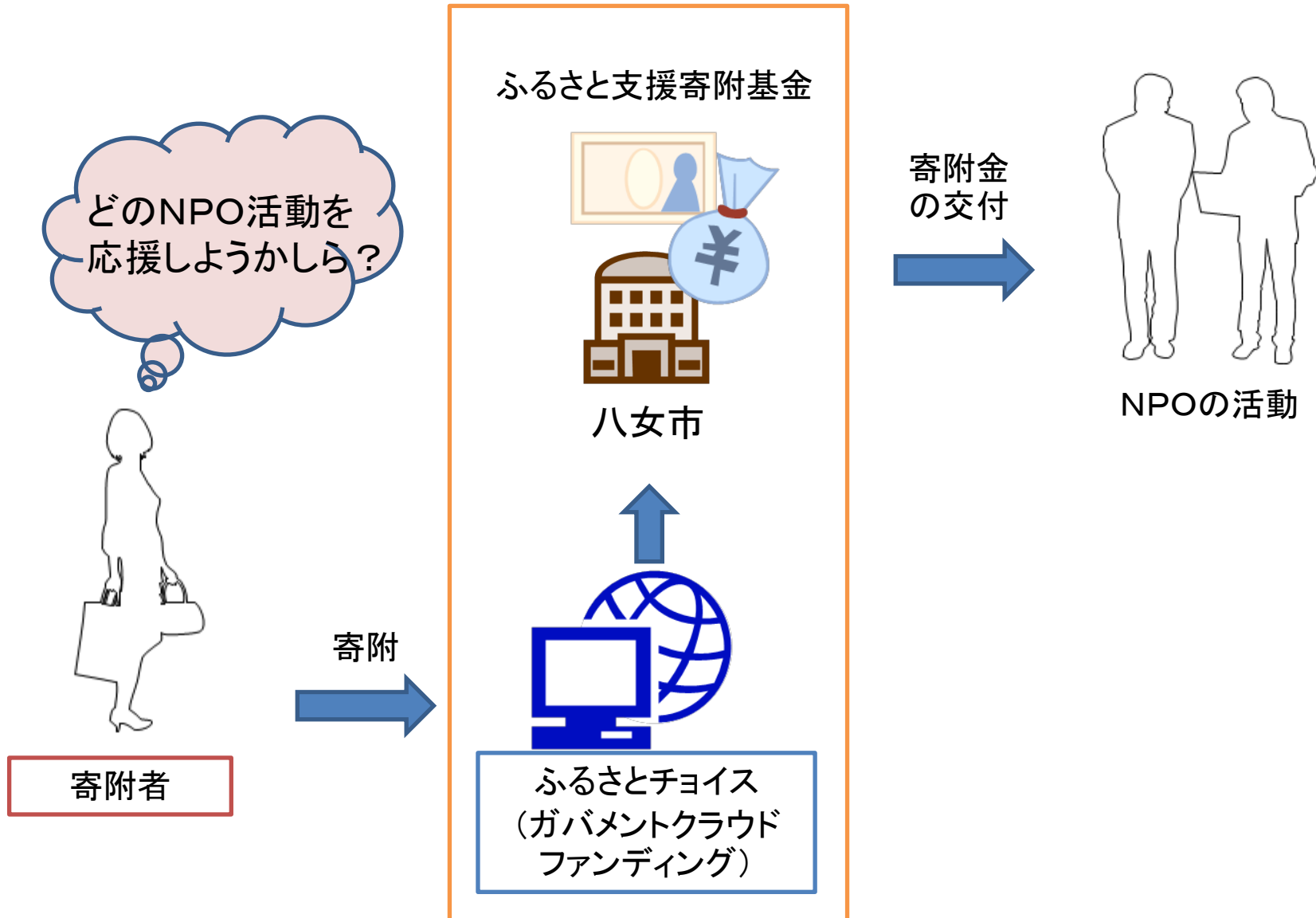
通常の場合



NPO法人支援型GCFの場合



【GCFを活用した寄附金の流れ】



3.対象団体及び事業要件

(1)対象団体

- 福岡県知事が認証するNPO法人
- 八女市内に主たる事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っている
- 公益性の高い活動を行っている
- 市内において計画的かつ継続的な活動を行うことが見込まれ、市内に在住する構成員が1人以上いること
- 活動等の情報を広く開示していること
- 宗教または政治的な活動ではないこと
- 暴力団等の関係が無いこと ……など

3.対象団体及び事業要件

(2)事業要件

- 公益的な事業
- 市の総合計画に掲げる施策と整合

※例えば、「発展途上国の飢餓を救うための活動」「世界遺産の保存活動」といったものは、総合計画に掲げる市の施策に関係がないので、本市の場合は対象となりません。

- 構成員のみを対象とする事業ではないこと
- 寄附金の多少にかかわらず(寄附金が目標額に達しない場合であっても)事業を実施すること

・・・ など

【その他対象事業とならないもの】

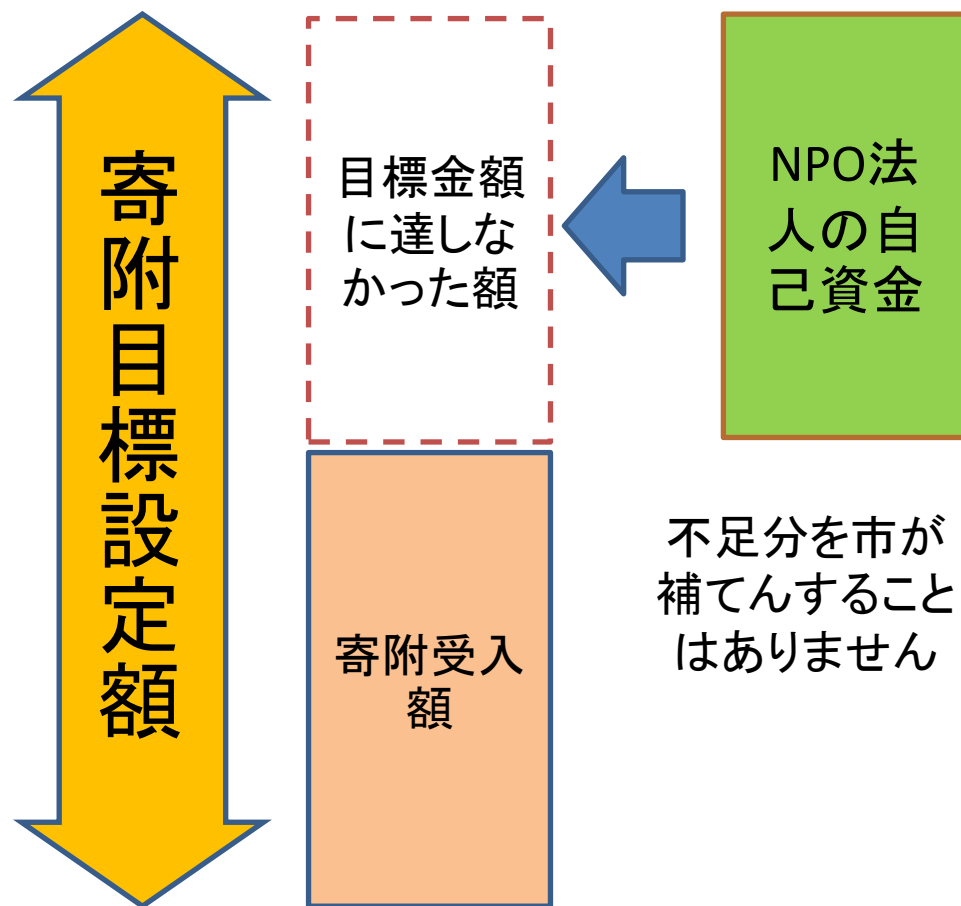
- 公序良俗に反するもの、宗教的、政治的活動
- 単なるNPO法人の赤字補てんとみられる事業

※交付対象経費（令和2年度から追加）

- プロジェクトに直接関係する経費のみが対象経費となります。
例えば、打上げ等の飲食費やNPO法人の運営に係る人件費等は対象になりません。
- 要綱の別表第1（第4条関係）を参照ください。

【参考：寄附額が目標金額に達しなかった場合】

- GCFは金額が目標額に達しなかった場合でも事業を実施しなければなりません。なので、**NPO法人にもそのリスクがある**ことを認識していただく必要があります。
- 目標金額に達しなかった場合でも**自己資金又は受入寄附額で実現可能かどうか**を見極めてください。



4.活用事例



今なら間に合う！ 廃墟寸前の町家を再生し、八女福島の町並みを守りたい

【寄附金の活用方法】

旧倉富家の改修工事を行う費用の一部

- ・工事費等
- ・その他経費等



近現代ピアノ音楽塾を開催して、音楽に触れる機会をもっと増やしたい！

【寄附金の活用方法】

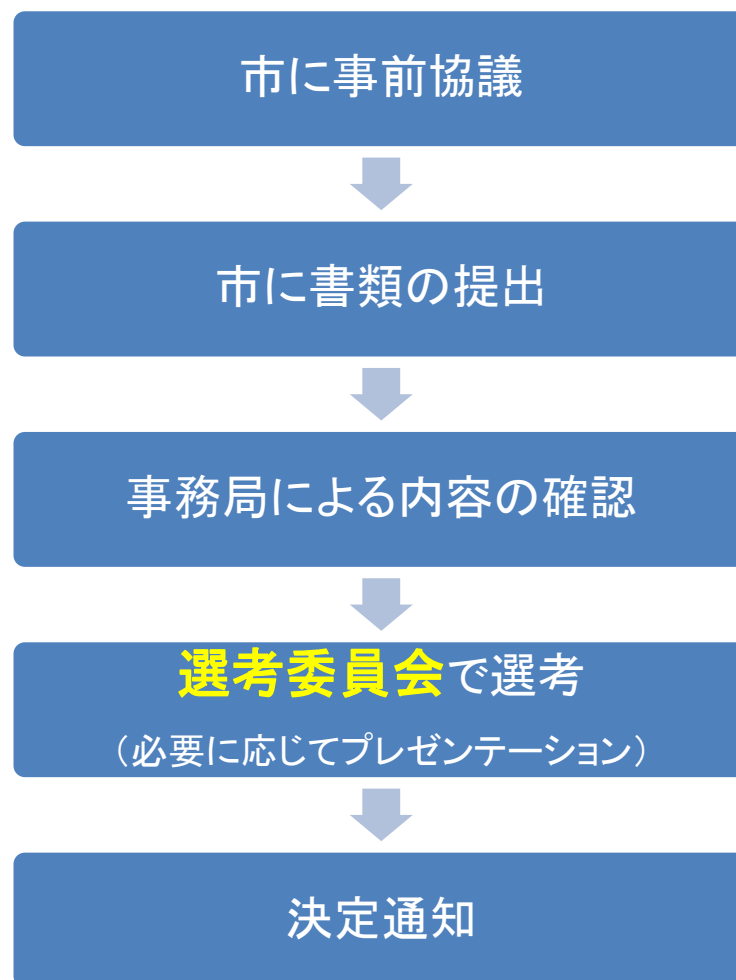
音楽塾を開催するための費用

- ・会場関係費
- ・講師関係費
- ・アシスタント奏者関係費
- ・広告宣伝費
- ・雑費(著作権料など)
- ・その他募集等経費 など

5. 選定方法

市に申請書等の書類を提出
されたら、外部委員を含む**選
定委員会**を開催し、決定する。

選定は年に1回開催



6.工程

(募集から実績報告まで)

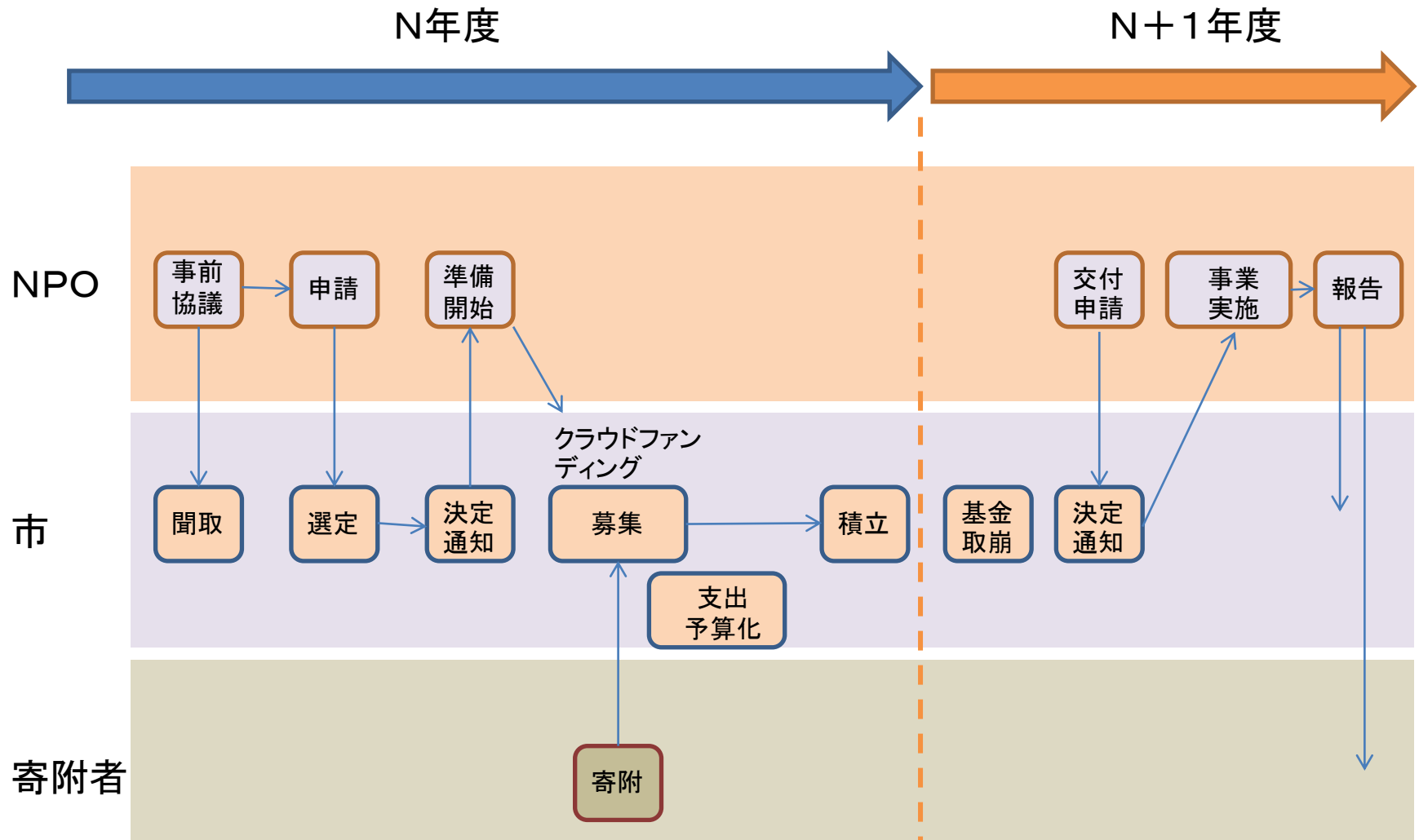
区分	N年度												N+1年度											
	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	①	②	③
公募・申込み																								
選定委員会																								
翌年度予算措置																								
準備																								
寄附の募集期間																								
基金へ積立																								
団代へ寄附金交付																								
事業の実施																								
団体から寄附者 へ活動報告																								
市へ実績報告 (又は中間報告)																								

注意: 令和2年度は上記スケジュールと異なります。

本制度は寄附金制度であるため募集期間後であればN年度であっても事業着手可能。

(工程:流れ図)

原則、N+1年度までに事業完了すること。



※返礼品や寄附受領書の送付以外のフロー

7.手続き

(1)活用団体指定申請まで

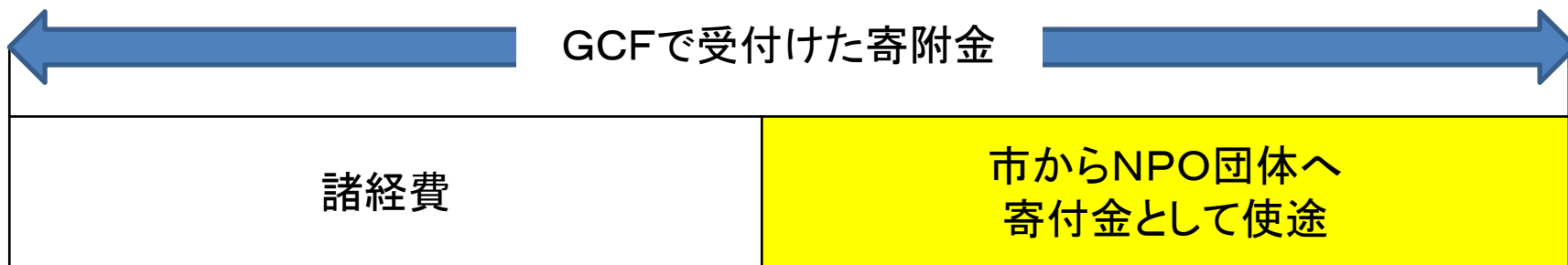
- ① 原則としてあらかじめ寄附の活用方法等について、市に事前協議が必要。その際は、下記のイ)とエ)の素案を持参ください。
- ② 書類を市に提出
 - ア)NPO法人の支援を指定した八女市ふるさと支援寄附活用団体指定申請書兼誓約書(様式第1号)
 - イ)NPO法人の活動支援事業に係るふるさと支援寄附金活用計画書(様式第2号)
 - ウ)定款
 - エ)寄附活用事業に係る企画書(任意様式)

7.手続き

(2)交付請求

① NPO法人の活動支援事業に係る寄附金交付請求書(様式第4号)書類を市に提出

【NPO法人へ交付する寄附金額】



【諸経費】

- ・ 寄附受領証等の送付などの通信費
- ・ 寄附受領に要した手数料(振込、クレジット決済)
- ・ ふるさと支援寄附業務委託料
- ・ インターネット上での掲載、募集及び受付に要した費用
- ・ 返礼品の代金及び送料

※ 諸経費については募集設定内容に応じて変わります。

8.活動の報告

(市に対する報告と寄附者に対する報告)

- 指定NPO法人は、事業が終了したら、活用実績について記載した実績報告書(様式第6号)等を、提出しなければならない。
(原則、募集をした年度の翌年度までに終了する)
- 指定NPO法人は、ウェブサイト及び会報等において八女市ふるさと支援寄附を活用した寄附活用事業を広く情報発信しなければならない。

概要

自治体情報

進捗情報

GCFプロジェクト進捗情報一覧

2019年05月09日 16:32
今年の活動について



ふるさと納税の返礼品提供でご協力をいただいている伝統工芸事業者さんへ御礼も兼ねた訪問活動を行いました。試作品を見せていただいたり、ものづくりへの想いをお伺いしたりと、事業者さんとの情報交換は私たちにとって重要な活動のひとつです。

昨年よりスタートした商品開発プロジェクトは今年、「ビースクラフツSAGA EDITION 2019」としてスタートしています。事業者さんはこれまでにない挑戦に楽しく、全力で取り組んでいます。秋にはふるさと納税の返礼品としてデビューします。ご期待ください。

PWJの活動はWEBサイト、SNSにて随時発信しております。ぜひご覧ください。

9.その他

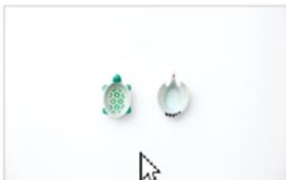
(1) 返礼品の設定も可能

指定NPO法人の活動に関連したものであれば返礼品の設定が可能。ただし、八女市ふるさと支援寄附協力事業者募集要項が定める基準※1によるものとする

※1
基準

- ・返礼率：寄附額の3割以下
- ・地場産品
- ・高額商品(10万円以上)を除く
- ・電化製品や金券など換金性及び資産性の高いものを除く など

お礼の品を選んで
このプロジェクトを応援

		
有田焼／徳幸窯／鶴亀小付セット	有田焼／梶謙製磁社／鯛型小皿2枚	尾崎人形／高柳政廣／鳩笛 テ
10,000円	10,000円	10,000円
ギフト包	ギフト包	
申込: 通年	申込: 通年	申込: 通年
配送: 入金確認後2週間程度。ただし、在庫がない場合は1カ月程度	配送: 入金確認後2週間程度	配送: 入金確認後1カ月～3カ月程度
【対象者の要件】寄附金の使途に認定特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンをお選びいただき、1万円以上のご寄附をいただいた方 徳幸窯は、主	【対象者の要件】寄附金の使途に認定特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンをお選びいただき、1万円以上のご寄附をいただいた方 縁起の良い	【対象者の要件】寄附金の使途に認定特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンをお選びいただき、1万円以上のご寄附をいただいた方 佐賀県神埼

他市事例

「伝統工芸士の担い手支援GCF」として、当該伝統工芸士の作品を返礼品にしている

【返礼品の設定方法】

①NPO法人が返礼品事業者になる場合

NPO法人＝返礼品事業者

ただし、別途、八女市ふるさと支援寄附協力事業者募集要項による事業者登録をする必要がある。

②NPO法人と協力関係にある返礼品事業者の返礼品を取り扱う場合

NPO法人≠返礼品事業者

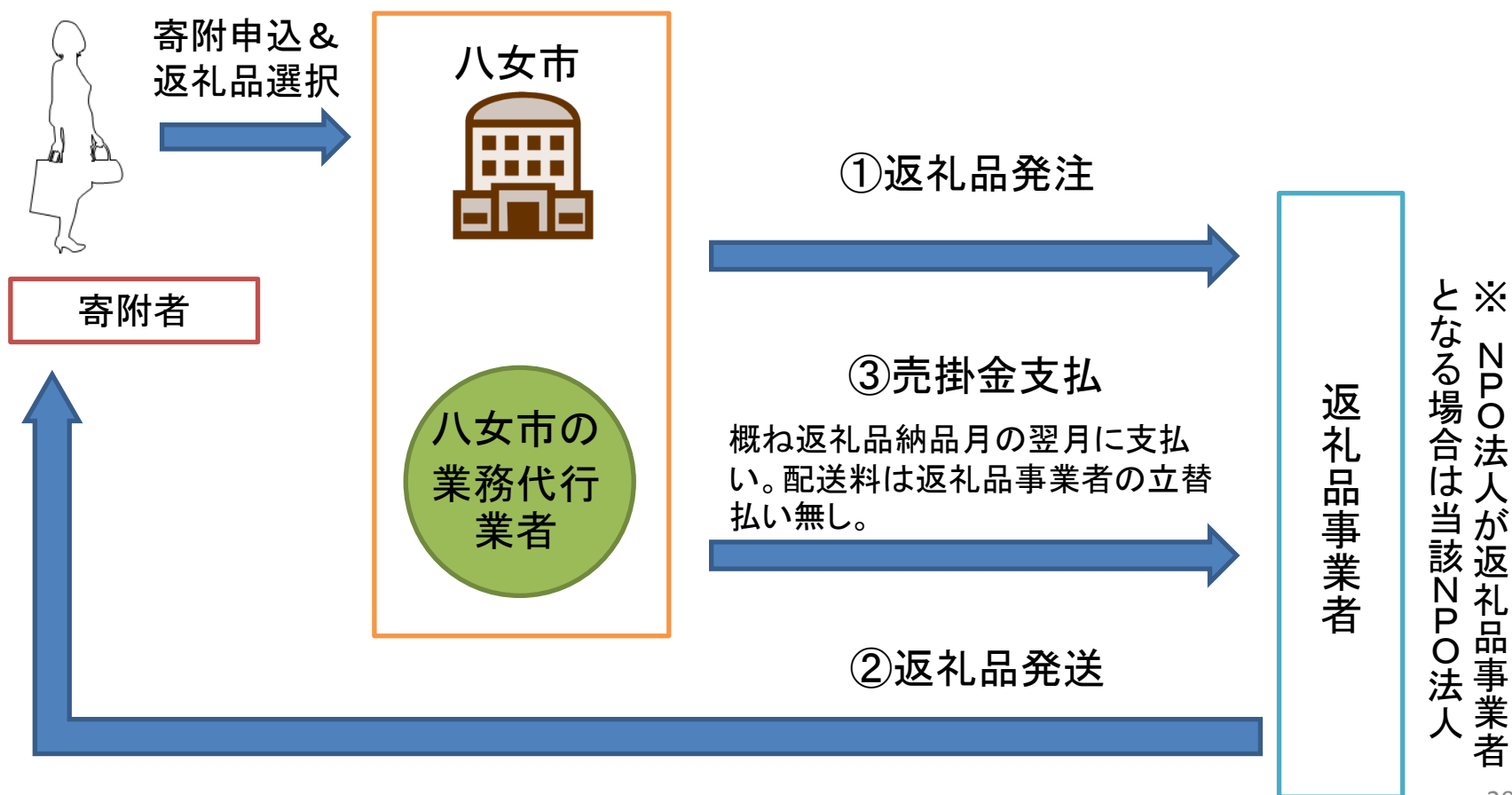
NPO法人と返礼品事業者の間に応援協定などの協力関係が必要。

ただし、返礼品事業者は、「八女市ふるさと支援寄附協力事業者募集要項」により既に事業者登録をしているものに限る。

注意：どちらの場合も、八女市ふるさと支援寄附協力事業者募集要項に基づき事業者登録をする必要があります。

返礼品とその送料代金について

返礼品の代金や配送料については、市が負担するので交付金と別の流れで精算されます。（NPO法人に交付時に、**募集した寄附金から諸経費として相殺**します）



(2) GCFにおける寄附目標金額の設定

- 活動に必要な事業費がある場合は、**諸経費等を想定したうえで**、寄附目標額を設定する必要がある。実務的には、GCFの運営事業者（トラストバンク）と打合せをしながら進めることになる。
- 指定NPO法人はGCFによる寄附があった場合は、寄附者に対して寄附を収納した場合の謝意の表明として**お礼状の贈呈が可能**（寄附者が了承した場合のみ）



寄附目標設定額

NPO法人が集めたい事業費
（支援寄附金）

（お礼状の送付にかかる経費はこちらに想定してください）

諸経費

（通信費、決済手数料業務委託料、募集及び受付に要した費用、返礼品の代金及び送料）

(3) 留意事項

支援寄附金は不正等があれば返還になる可能性がある
ので注意してください。

- 指定NPO法人が、諸条件に違反した場合
- 指定NPO法人が、第6条に規定する寄附の受付開始後に活用事業の目的を変更した場合
プロジェクトに対して寄附を集めるクラウドファンディングの性質上、いったん受付を開始したら目的の変更ができません。
- 不正その他不適当な用途に使用した場合
- 活用事業に活用されなかった支援寄附金については、
不用額分を返還

(4) GCF設定について

団体の指定を受けてから、GCFの募集案件、内容、返礼品設定の有無、写真等の素材の提供などについては、**NPO法人が主体的に準備する**ことが前提となるが、八女市、GCFを運営するトラストバンクと調整を図りながら進めるため、**最低でも1.5カ月ほど要する。**

また、寄附者の方へより事業を理解してもらい、寄附に賛同していただくことが重要であるため、募集開始前に事業内容や表現方法等の変更をNPO法人に依頼する場合があります。